

正副議長記者会見について（報告）

1 定例会の総括について

今期定例会は、11月28日から12月20日までの23日間の会期で開催した。

【市長提出議案について】

- ・市長から提出された案件は、人事案件を含め、計60件を可決した。

【議員提出議案について】

- ・「ホームドアの設置と『内方線付き点状ブロック』の整備促進を求める意見書」等、計7件を可決した。

【堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例について】

- ・本条例は、手話を言語として位置づけ、市民等に対する手話への理解促進や普及を図るとともに、手話だけでなく広く障害者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用を促進していくために提案された。
- ・本会議において、議員から、「本条例案は、以前より早期制定を要望してきたものであり、今回の提案を大いに評価する。今後、手話への理解を促進し、手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段の利用環境を整備するための具体的取組が重要になることから、庁内の関係部局と十分に連携を図り、必要な予算確保に努め、実効性のある施策を推進することを強く求める」との考えが示された。
- ・本条例は12月14日の健康福祉委員会の審議を経て、20日の本会議において可決された。

【府費負担教職員の権限移譲に伴う関係条例について】

- ・今回の権限移譲に伴い、これまで大阪府の方針に基づき配分や活用がされていた教職員定数が、本市の裁量により行え、また、本市の教育状況に応じた必要な加配定数の申請を、直接、国に行うことができるようになる。
- ・本会議において、議員から、「今回の権限移譲のメリットを生かし、加配定数の充実や、教職員配置の再検証による学力向上、生徒指導体制及び特別支援教育の充実を図るとともに、教職員が担うべき業務を見直すことにより負担軽減を図り、あわせて、教員が誇りや情熱を失うことなく、意欲や、やりがいを高め、その使命と職責を遂行し、健康で充実して働き続けることができるよう環境整備に取り組むことを求める」との見解が示された。
- ・本条例は、12月13日の文教委員会の審議を経て、20日の本会議において可決された。

【全会一致の決議・意見書について】

- ・今期定例会で可決した決議・意見書は7件である。
- ・このうち、全会一致で可決された決議・意見書は以下の6件である。
 - 「ホームドアの設置と『内方線付き点状ブロック』の整備促進を求める意見書」
 - 「地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書」
 - 「安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書」
 - 「ヒートポンプ給湯器等の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書」
 - 「大阪府福祉医療費助成の患者負担増に反対し、制度の拡充を求める意見書」
 - 「受動喫煙防止対策の強化に関する決議」

2 小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出に関する調査特別委員会の経過について

- ・平成27年12月17日に、政務活動費で支出されていた小林由佳議員の議会報告チラシ及びポスティング費用について、実際には印刷・配布されていなかったとして費用の多くが返還された件等について調査するため、本委員会（いわゆる100条委員会）が設置された。
- ・本委員会が設置されて1年が経過し、これまで延べ16回開催している。
- ・本委員会は、平成27年12月25日に第1回を開催し、平成28年2月12日には小林由佳議員に対する証人尋問を、また4月28日には黒瀬大議員に対する証人尋問を実施している。また、両議員による証言の比較分析を行い、証言内容の相違点、疑問点及び問題点を整理した。
- ・平成28年7月28日には、チラシの印刷・配布業者の証人尋問を決定し、黒瀬議員へも再尋問を行いながら、居所の調査を行った後、11月11日に尋問を行うべく、委員会を開催したが、残念ながら2名とも出頭されなかった。そのため、本委員会では、居所不明の相手に通知する手段である公示送達の手続きを簡易裁判所へ申請するとともに、平成29年1月17日に再尋問を予定している。
- ・平成28年11月25日には、2月12日に行われた小林由佳議員への証人尋問において、証言拒否を行った22項目について証言拒否の理由に該当するか否かの判断を行ったが、結果として、全て当該尋問に証言することによって、「証人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れがある」と考えられることから、民事訴訟法第196条に規定する「証言拒否の理由に該当する」と決定した。
- ・議会としては、本委員会を通じて、早期の真相解明に努めていく。

3 記者からの質問に答えて

【議会フロアの喫煙所について】

- Q 「受動喫煙防止対策の強化に関する決議」が可決されたことに伴い、市長から議長に対し協議の申し出があると思うが、議長としてそれにどのように臨まれ、また速やかに問題を解決するために、どう考えるのかお聞かせ願いたい。
- A 市長から正副議長と協議したい旨の連絡が早速あり、至急、協議する場を持ちたいと考えている。また、各党派等の思いに若干の温度差があることから、その調整も行いつつ、議会フロアの喫煙所廃止後の当該スペースの利用方法や敷地内喫煙場所の受動喫煙防止についても議論していく必要があると考えている。
- Q 議会フロアの喫煙所を、いつ頃撤去するのか見通しは立たないのか。
- A 見通しが立たないのではなく、話し合って調整していきたい。また、議会が全会一致で決議を可決したことを重く受け止めるべきであり、行政側も実行してもらわなければならないと考えている。なお、議会フロアの喫煙所の問題だけではなく、敷地内喫煙場所の受動喫煙防止策も含めて検討していく必要があると思っているが、結論まで長い時間をかけてとは考えてない。
- Q 議会フロアの喫煙所の撤去時期については、各党派の考えにバラツキがあったが、もう一度、一から調整をやり直すのか。このような状況では、各党派等間の意見をまとめるのは困難であり、時間がかかるのでは。
- A 調整のやり直しなどということではなく、決議を可決した以上は積極的に取り組む必要がある。撤去時期については特に決めてはいなかったが、議会フロアの喫煙所の撤去は全会一致で決定したわけであるから、正副議長・議会運営委員会正副委員長で調整していきたい。

Q 敷地内喫煙場所の整備が終わってから、議会フロアの喫煙所は撤去となるのか。

A (議長) 庁舎出入り口付近に喫煙場所があるなど、喫煙所の場所なども含めて検討していかなければと考える。

(副議長) 可決された決議は、受動喫煙防止の対策をどう強化していくかという決議である。議会フロアの喫煙所や議長が述べられた庁舎出入り口付近の喫煙場所など人通りの多いところに喫煙場所を設置していることなどの検証をしたうえで、喫煙場所のあり方をどうしていくのかを当局とともに協議していくべきと考える。

Q 検証をしたうえで、議会フロアの喫煙所を撤去したいと考えているのか。

A (副議長) 建物内では分煙になっていると認識しているが、受動喫煙防止の観点から、建物内の喫煙所の撤去・敷地内喫煙場所も含めてトータルでしっかりと議論していくことが重要である。

Q 市長と正副議長・議会運営委員会正副委員長との協議であれば、今回一番最初に議会フロアの喫煙所の廃止の声を上げた大阪維新の会の議員はいないが、どうするのか。

A 大阪維新の会とも調整を行い、情報提供も行っていく。そのうえで、うまくまとまるように調整していきたい。

【100条委員会について】

Q 100条委員会は議会に認められている最も強力な権限であるが、遅々として進まない状況はもどかしさを感じてしまうが、やむを得ないものなのか。

A チラシの印刷・配布業者に証人として出頭を求めたが、居所不明で出頭されなかったり、また、小林・黒瀬議員に尋問したが証言の相違点があるなど、早く解決したいと思っている。しかし、あくまでも調査であり、警察のように捜査権がない中、100条委員会の正副委員長をはじめ各委員が苦労しながら、また議会事務局職員も調査に奔走しているので、今しばらく結果を待っていただきたい。